



主張

学校における働き方改革

長谷川 正己

文部科学省のホームページによると、学校における働き方改革の動きは、平成二十一年度の「学校運営改善に関する取組」から始まっています。そして現在は、平成三十一年一月、中央教育審議会の答申を受けて設置された「学校における働き方改革推進本部」によって強く進められています。

この推進本部が設置された平成三十一年一月に文部科学省から「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が通知されており、その冒頭には「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため」とあります。まさにこの内容は、学校が魅力ある職場で、多くの若者にとって教員が憧れの職業であることを目指すことであり、これからの学校教育を担う優秀な人材の確保・育成にもつながる大切な考え方だと思います。そしてこの通知には「勤務時間の適正化」という項目があり、具体的に「教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知」「勤務時間の割り振り等適正な措置」「週休日の振替措置の延長や学校閉庁日の設定」「留守番電話の設置」の四つが挙げられています。



私の属する京都市立中学校長会では、その一点目の勤務時間を考慮した時間の設定について、令和四年度に「生徒の登校（始業）時間と下校時間は、勤務時間内に設定する」と指針を策定しました。元々令和二年度には文科大臣の指針を踏まえた委員会通知で、令和六年度までに過労死ラインの超過勤務八〇時間超えの教職員を〇人へ、その上で超過勤務時間は月四五時間以内、年間三六〇時間以内を達成するようにとされており、校長はその目標を教職員に説明し、全員の理解の下で業務の精選や効率化を推進してきましたが、しかしまだ十分とは言えるものではありません。そこで放課後の部活動や行事等の取組で、下校時間が勤務時間を大きく超えて設定されている状況に着目し、令和四年度までに生徒の下校時間を一七時より早く設定した市内約三分の一の学校の動きを、全市の方向性とするために校長会の指針としてまとめました。

この本市校長会指針は、年間を通じた生徒の下校時間ですが、私たちの業務は時期により違います。この点に関わる文部科学省通知が令和元年六月に発出されています。そこには「生徒が登校しない長期休業中に一定して休日を確保することが学校における働き方改革を進める上で有効」とされています。京都市では全市で統一学校閉鎖日が夏季と年末に設定されていますが、その数日以外は、研修・研さんの機会との意識が高く、さらに個別の生徒と関わる時間や学習会、生徒会等の行事にも充てられています。これは、働き方改革の目的でもある「生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め」の一文を念頭に、改革を進められるところかと思えます。この点を令和五年度に申し送って私の「主張」とさせていただきます。

（令和四年度全日中副会長 京都市立洛北中学校長）